



地域福祉の協働組織の推進

重点事業 1 : 市内すべての地域をつなぐ横断組織の設置と活動の充足 (にっしん幸せまちづくりプラン)				
	支援体制の構築	地域課題の共有	協働組織の設置、運営	3圏域単位のネットワーク構築
R2	<ul style="list-style-type: none"> CSWを3人配置 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の活動主体(区・自治会・地域福祉活動団体等)との情報共有【CSW・市民】 地域課題解決への支援【CSW・市民】 なんでも相談会の開催【CSW】 	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の共有等を通じて、立ち上げを検討【市民】(CSWが支援) 協働組織の立ち上げ、運営【市民】(CSWが支援) 	<ul style="list-style-type: none"> 他自治体の状況調査【市】
R3				<ul style="list-style-type: none"> 活動団体の状況調査【市】
R4				<ul style="list-style-type: none"> 生活支援コーディネーター(SC)、市関係部署、関係機関等との協力連携
R5	<ul style="list-style-type: none"> CSWの増員(3→4)【市・社協】 			<ul style="list-style-type: none"> 全市をカバーする支援体制として着手
R6		【継続実施】	【継続実施】	設置



重層的支援体制整備事業を見据えた 今後の取組について①

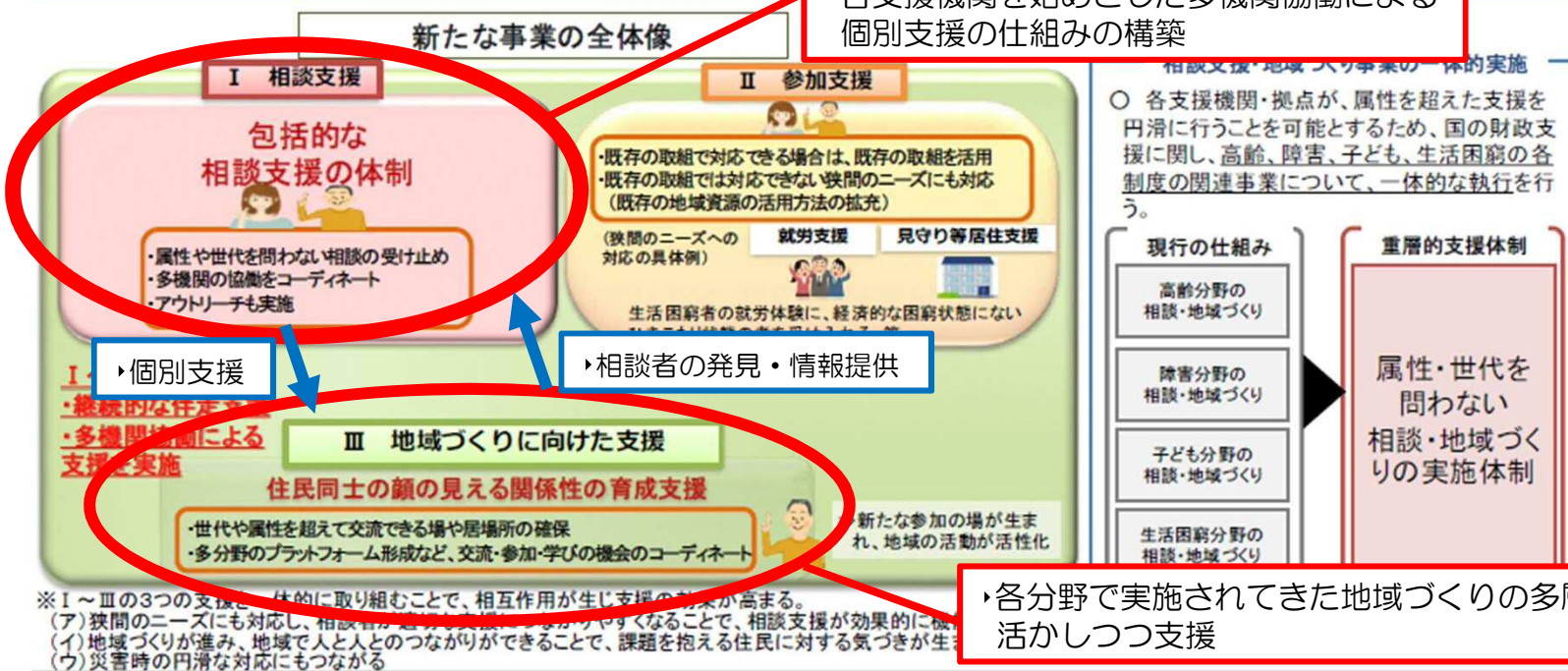


- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化(※)する中、従来の支援体制では課題がある。 (※)一つの世帯に複数の課題が存在している状態(8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど)、世帯全体が孤立している状態(ごみ屋敷など)
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業(「重層的支援体制整備事業」)の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設する。**
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手助けに基づく任意事業。ただし、事業実施の際には、市町村の支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業の支援を交付する。

・複雑化・複合化した課題に対し、各支援機関を始めとした多機関協働による個別支援の仕組みの構築



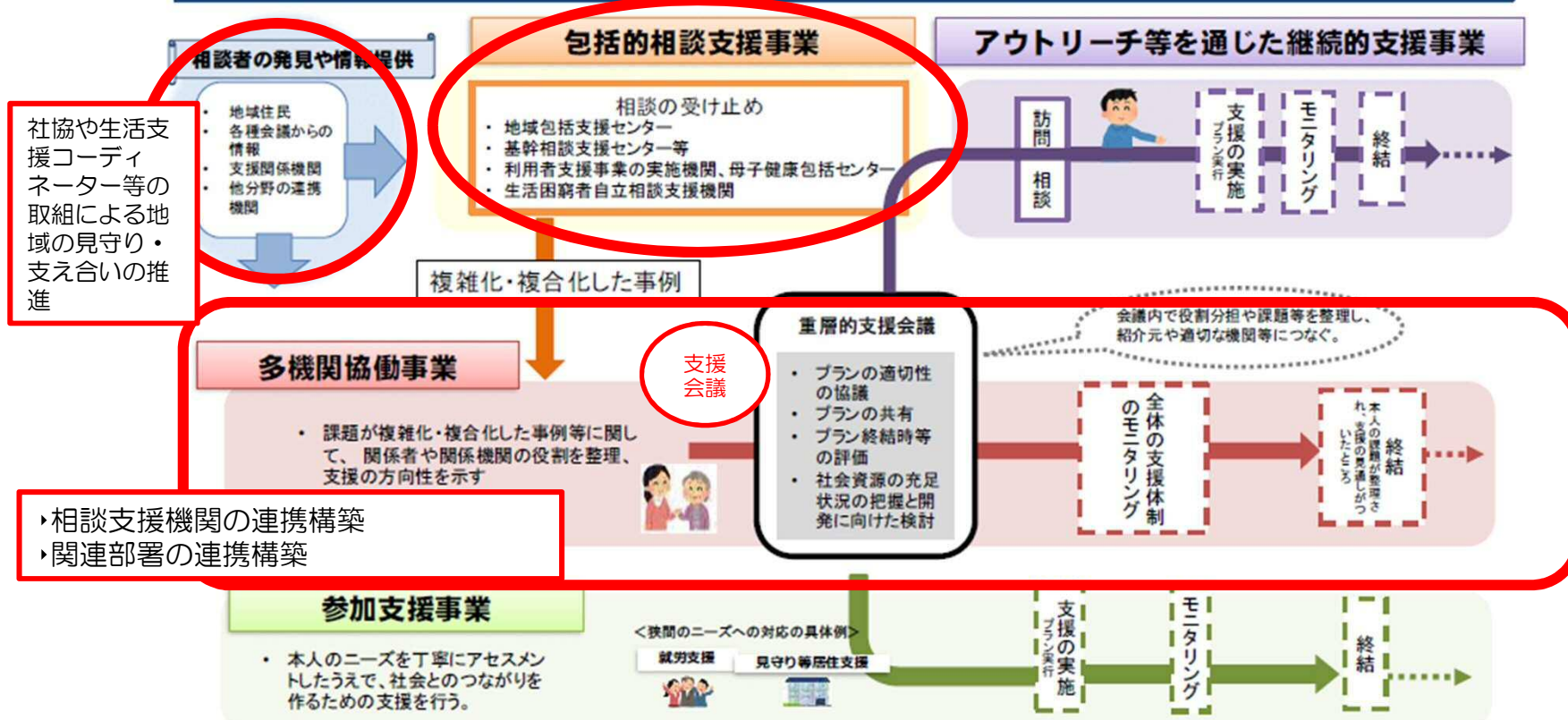
・各分野で実施されてきた地域づくりの多層性を活かしつつ支援



重層的支援体制整備事業を見据えた 今後の取組について②



- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



社協や生活支援コーディネーター等の取組による地域の見守り・支え合いの推進

・相談支援機関の連携構築
・関連部署の連携構築

※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。